

理事・評議員選出等の規程（昭和54年規則第1号）の全部を改正する。

## 社会福祉法人精華町社会福祉協議会 役員選出規程

（理事の選出）

第1条 定款第18条に規定する理事の選出方法は、下記各号の団体が母体となつて推薦した者を評議員会において選任する。ただし、知識経験者は、出席理事の2分の1以上の同意を得て会長が評議員会に推薦する。

- |               |    |
|---------------|----|
| （1）自治会長連合会    | 1名 |
| （2）民生児童委員協議会  | 1名 |
| （3）社会福祉施設     | 1名 |
| （4）行政機関       | 1名 |
| （5）ボランティアセンター | 1名 |
| （6）知識経験者      | 7名 |

（監事の選出）

第2条 監事は、他の役員との親族等の関係がなく当該社会福祉法人に係わる事業を行っていない者とし、次の各号の中から1名ずつ評議員会において選任するものとする。

- （1）社会福祉法第44条に規定する財務諸表（事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収入支出計算書）を監査できる者
- （2）社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者

附 則

平成29年2月27日 制定

この規程は、平成29年4月1日から施行する。